

1. 副食費の給付方法

私立幼稚園に実費として支払った給食費のうち副食費（おかず代の材料費等）について、次のいずれかに該当する方は、給付を受けることができます。

なお、給付を受けるためには、市への申請が必要となります。以下のとおり申請してください。

(1) 対象となる方

次のいずれかに該当する園児

- ア 同一世帯員の市町村民税所得割額合算額が、77,101円未満（年収約360万円未満相当）世帯の園児
- イ 第3子以降の園児（小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降）
- ウ 生活保護世帯
- エ 里親委託されている園児やファミリーホームに委託されている園児

(2) 申請に必要な書類

- ① 実費徴収に係る補足給付費支給申請書 ※押印不要
- ② 領収証（または、保護者が負担した副食費の額及び内訳が確認できる書類）
- ③ 個人番号（マイナンバー）提出書

※②は幼稚園に発行してもらう書類です。

※③は保護者の本年（1月～3月分申請時は前年）1月1日現在の住民票上の住所が岐阜市外の場合のみ提出してください。（初回申請・変更時のみ）

（注）海外居住等により、市民税情報がない保護者や日本国内及び海外での収入がある保護者については、「所得状況申告書」及び対象期間中の所得額・控除等が確認できる書類（日本語訳添付）提出が必要です。

(3) 提出先

書類の提出先は、幼稚園となります。

幼稚園に提出された書類は、幼稚園から市へ提出されます。

(4) 申請期限

利用期間	申請期限
4月分から9月分まで	10月20日まで
10月分から3月分まで	4月12日または5月20日まで

(5) 給付方法

申請書に記載の口座に振り込みます。

(6) 副食費の利用料の支払いからの流れ



